

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求める。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同章することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、銃砲刀劍類等所持取締法案(内閣提出)を議題といたします。

方行政委員長小林武治君。

審査報告書

銃砲刀劍類等所持取締法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数議員者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年二月十八日

参議院議長松野鶴平殿
委員長 小林 武治

多數意見者署名

大沢 雄一 小柳 牧衛
西郷 吉之助 成田 一郎

伊能 芳雄 岸 良一
森 八三一 鈴木 肇
久保 等 加瀬 完

第三条第一項第八号中「又は建設用鋼索發射銃」を「建設用鋼索發射銃又は運動競技用信号銃」に改める。

第四条第一項中「刀劍類を所持しないとする者」の下に「及び國際的又は全國的な規模で開催される政令で定める運動競技会における運動競技の出発合図の用途に供するため必要な銃砲を所持しようとする審判に從事する者で政令で定めるもの」を加える。

第八条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第四条第一項の規定により運動競技の出発合図の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が同項に規定する政令で定める者でなくなつた場合

主要点は、(一)許可又は登録を受けた銃砲刀劍類の所持について必須の規制を加える。(二)捕鷹用標識銃等の販売及び製造の事業者並びにこれらの使用人についても、銃砲又は刀劍類の所持を認める。

(三)本邦において開催される国際競技に参加する外国人が当該国際競技に用いる銃砲又は刀劍類の所持を認める。(四)政令で定める試験又は研究の用途に供するため必要な銃砲又は刀劍類及び一般の風俗慣習上用いられる刀劍類の所持も認める。(五)所持を禁止される銃砲又は刀劍類を所持する者が、本邦に上陸する場合に当該銃砲又は刀劍類を仮留置することが可能であることを認めるが、拘束、国籍親善などのために開催される運動競技において、記録の正確を期することは最も重要なことであるにも拘らず、これらの場合に拳銃の使用が認められないため、その実効を挙げ難い実状にあるので、この際、國際的もしくは全國的規模で行なわれる運動競技会における運動競技用信号銃の使用を認めることとするもので、その改正の

二、費用

本法施行のため、別に費用は要しない。

銃砲刀劍類等所持取締法案

右

国会に提出する。

昭和三十三年一月三十一日

内閣総理大臣 岸 信介

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 銃砲又は刀劍類の所持の許可(第四条—第十二条)

第三章 火なわ式銃砲又は刀劍類の登録(第十四条—第二十一条)

第四章 雜則(第二十二条—第三十条)

第五章 償則(第三十二条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、銃砲、刀劍類等の所持に關する危害予防上必要な規制について定めるものとす

第二条 この法律において「銃砲」とは、金屬性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空氣銃(圧縮ガスを使用するものを含む。)をいふ。

第三条 この法律において「刀劍類」とは、刃渡十五センチメートル以上の刀、剣、やり及びなぎなど並びにあいくち及び刃渡五・五センチメートルをこえる飛出しナイフ(四十五度以上に自動的に開刃する装置を有するナイフをいう。)をいふ。

第三条 何人も、次の各号の一に該当する場合を除いては、銃砲又は刀劍類を所持してはならない。

一 法令に基き職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の觀覽に供するため所持する場合

三 次条又は第六条の規定による許可を受けたもの(許可を受けた後変装銃砲刀劍類へつゝえその他の銃砲又は刀劍類以外の物と誤認させるような方法で変装さ

ろにより期間を定めて、許可するものとする。

(許可証)

第七条 都道府県公安委員会は、第

四条又は前条の規定により許可をする場合においては、許可証を交付しなければならない。

2 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じた場合、当該許

可証を亡失し、若しくは盗み取られた場合は、当該許可証が滅失した場合においては、総理府令で定め

る手続により、すみやかにその旨を住所地(前条の外国人にあつては、現在地。以下同じ。)を管轄する都道府県公安委員会に届け出る。許可証の書換又は再交付を受けなければならない。

3 許可証の様式は、総理府令で定める。 (許可の失効及び許可証の返納)

第八条 第四条又は第六条の規定による許可は、次の各号の一に掲げる場合においては、その効力を失う。

1 許可を受けた者が死亡した場合

二 許可を受けた者が銃砲又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基いて所持しないこととなつた場合

三 銃砲若しくは刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれらが滅失した場合

四 第二十七条第一項の規定により銃砲若しくは刀剣類の提出を命ぜられ、又はこれらが没収された場合

五 許可の期間が満了した場合

2 許可証の交付を受けた者は、次回復した許可証)を住所地を管轄する都道府県公安委員会に返納しなければならない。

一 許可が失効した場合

二 許可が取り消された場合

三 亡失し、又は盗み取られた許可証を回復した場合

4 第六条の規定による許可を受けた外國人は、当該許可の期間が満了する日前に出国する場合においては、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会に許可証を返納しなければならない。

5 許可の期間が満了した場合

2 許可証の交付を受けた者は、次回復した許可証)を住所地を管轄する都道府県公安委員会に返納しなければならない。

一 許可が失効した場合

2 許可を受けた者が死亡した場合

3 訸可を受けた者が死亡した場合

4 第六条の規定による許可を受けた外國人は、当該許可の期間が満了する日前に出国する場合においては、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会に許可証を返納しなければならない。

5 訸可の期間が満了した場合

2 訸可を受けた者が死亡した場合

3 訸可を受けた者が死亡した場合

4 第六条の規定による許可を受けた外國人は、当該許可の期間が満了する日前に出国する場合においては、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会に許可証を返納しなければならない。

5 訸可の期間が満了した場合

十七年法律第二百二十五号)第十

二条第三項の規定によつて死亡し

た外国人の登録証明書を返納する

義務がある者があるときは、前項

の規定にかかるわらず、その者が、

死亡の事實を知つた日から起算し

て十日以内に、許可証を返納しなければならない。

4 第六条の規定による許可を受けた外國人は、当該許可の期間が満了する日前に出国する場合においては、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会に許可証を返納しなければならない。

5 第六条の規定による許可を受けた外國人は、当該許可の期間が満了する日前に出国する場合においては、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会に許可証を返納しなければならない。

2 第九条 第四条の規定による許可を受けて銃砲を所持する者が当該許可に係る銃砲を武器等製造法の獵銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者に譲り渡す場合においては、当該許可証とともにしなければならない。この場合においては、前条第二号の規定は、適用しない。

3 第二号の規定により銃砲をする場合

一 舟漁法(大正七年法律第三十

二号)の規定により銃砲をする場合

二 前号に掲げる場合のほか、第

四条又は第六条に掲げる用途に供するため使用する場合

三 都道府県公安委員会の指定す

る射撃場において射撃をする場

合

2 第九条 第四条の規定による許可を受けて銃砲を所持する者が当該許可に係る銃砲を武器等製造法の獵銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者が、譲渡により許可が失効した場合においては、前条第二号の規定は、適用しない。

3 第二号の規定により銃砲をする場合

一 舟漁法(大正七年法律第三十

二号)の規定により銃砲をする場合

二 前号に掲げる場合のほか、第

四条又は第六条に掲げる用途に供するため使用する場合

三 都道府県公安委員会の指定す

る射撃場において射撃をする場

合

2 第九条 第四条の規定による許可を受けた者は、当該許可を受

けた銃砲を携帯し、又は運搬する

場合においては、前項各号の一に

ては、当該許可を受けた者は、

は、前項の規定により銃砲又は刀

府県公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。

(所持の態様についての制限)

第十条 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ供するかその他正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

2 第十四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号の一に該当する場合においては、その許可を取消すことができる。

一 この法律若しくはこれに基づく政令の規定又はこれらに基く処分に違反した場合

2 第十五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

3 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

4 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

5 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

6 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

7 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

8 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

9 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

10 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

11 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

12 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

13 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

14 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

15 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

16 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

17 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

18 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

19 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

20 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

21 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

22 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

23 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

24 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

25 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

26 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

27 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

28 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

29 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

30 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

31 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

32 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

33 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

34 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

35 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

36 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

37 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

38 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

する等直ちに発射できないようにして、おおいをかぶせ、又は容器に入れなければならない。

(許可の取消及び仮領置)

第十二条 都道府県公安委員会は、

許可を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者が次の各号の一に該当する場合においては、その許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこれに基く政令の規定又はこれらに基く処分に違反した場合

2 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

3 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

4 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

5 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

6 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

7 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

8 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

9 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

10 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

11 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

12 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

13 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

14 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

15 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

16 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

17 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

18 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

19 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

20 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

21 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

22 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

23 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

24 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

25 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

26 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

27 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

28 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

29 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

30 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

31 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

32 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

33 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

34 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

35 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

36 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

37 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

38 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合

二 本邦から輸出したため当該銃砲又は刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又は砲又は刀剣類を所持しないこととなつた場合
三 亡失し、又は盗み取られた登録を回復した場合

(登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受、相続、貸付又は保管の委託の届出等)

第十八条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り渡し、貸し付け、若しくはこれらを保管を委託し、又はこれらを他人をして運送させる者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

(登録に関する事務の教育委員会への委任)

第十九条 この章に規定する文化財保護委員会の事務は、都道府県の教育委員会に行わせるものとする。

2 前項の規定により都道府県の教育委員会が行う事務に要する経費は、当該都道府県が負担するものとする。

3 文化財保護委員会は、第一項の規定により都道府県の教育委員会が行う事務について、当該教育委員会を指揮監督することができる。

第二十条 都道府県の教育委員会が前条第一項の規定により文化財保護委員会の事務を行ら場合においては、第十四条第二項の申請は所有者の住所の所在する都道府県の

教育委員会に、第十五條第二項の届出及び再交付の申請、第十六條の返納並びに第十七条第一項の届出は該銃砲又は刀剣類について登録の事務を行つた都道府県の教育委員会にしなければならない。
(所持の態様についての制限)
第二十一条 第十条の規定は、第十条の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者について準用する。この場合において、第十条第一項中「それぞれ第四条又は第六条に掲げる用途に供するかその他正當な理由」とあるのは「正当な理由」と、同条第二項中「第四条又は第六条に掲げる用途に供するため使用する」とあるのは「正当な理由に基づいて使用する」と読み替えるものとする。

(許可証及び登録証の携帯等)

第二十四条 銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者は、当該銃砲又は刀剣類に係る許可証又は登録証を常に携帯していなければならぬ。

第二十五条 警察官は、前項の規定の履行を確保するため、銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者に許可証又は登録証の提示を求めることができる。

第三十六条 警察官は、前項の規定により許可証又は登録証の提示を求める場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀剣類の仮領置)

第二十五条 銃砲又は刀剣類を所持している者が本邦に上陸しようとする場合においては、上陸地を管轄する警察署長は、総理府令で定める手続により、当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置するものとする。ただし、その者が第三条第

一項各号の一に該当して当該銃砲

又は刀劍類を所持することができる場合及び仮領置しないでも危険がないと認められる政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により銃砲又は刀劍類を仮領置した警察署長は、当該銃砲又は刀劍類を所持していた者から次項第三号又は第四号に該当する旨の申出があつた場合において、その出入国港の所在地又は積出地が当該銃砲又は刀劍類を所持していた者の上陸地と異なるときは、その出入国港の所在地又は積出地を管轄する警察署長に仮領置は、その出入国港の所在地又は積出地が当該銃砲又は刀劍類を引き継がなければならぬ。

3 前二項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲又は刀劍類を所持していた者から次の各号の一に該当する旨の申出があつた場合には、当該仮領置した銃砲又は刀劍類を返還しなければならない。

一 第四条又は第六条の規定による許可を受けようとする場合

二 第十四条の規定による登録を受けようとする場合

三 本邦から出国するため当該銃砲又は刀劍類を本邦外に持ち出そうとする場合

四 前号に掲げる場合のほか、当

説釈研究又は刀劍類を本邦外に輸出する場合

4 銃砲又は刀剣類を所持していた者が第一項の規定による仮領置の

日から起算して六月（船期の出港）

より、該期間内に前項各号の一に掲げる措置をとることができない

場合において、總理府令で定める手続により当該銃砲又は刀劍類を保管する警察署長の承認を受けたときは、当該やむを得ない事情がなくなるまでの期間)以内に当該銃砲又は刀劍類の返還を受けない場合においては、その所有権は、國に帰属する。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定により告示をした場合においては、總理府令で定める手続により、同項の告示された地域内において所持する者の所持に係る同項に規定する銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置することができる。

が公共の秩序を維持する上に直接
危害を及ぼすと明らかに認められ
る場合には、都道府県公安委員会は、一定の公告式による告
示をもつて、地域及び期間を定め、
これらの行為を禁止し、又は制限
することができる。

第一項の規定により告示した期間が満了した場合又は告示が効力を失つた場合においては、都道府県公安委員会は、すみやかに仮領置した銃砲又は刀剣類を返還しなければならない。

前項第一号及び第二号の規定は、当該各号に掲げる銃砲又は刀剣類が、当該各号に掲げる者以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号の一に該当する場合においては、適用しない。

(記録票の作成等) 第二十八条 第三条第一項第一号又は第二号の規定により所持することができる銃砲(火なわ式銃砲を除く。)を管理する責任を有する者(以下この条において「銃砲の管理責任者」という。)は、総理府令で定める手続により、その管理する銃砲に關する記録票を作成し、かつ、保存しなければならない。

これらの事実の生じた時から引き続いて当該銃砲又は刀剣類を所有していると認められる場合

二 第二条第一項若しくは第十条
第一項の規定に違反する事実又は

儲りの方法で許可を受けた事実
が生じた後、その情を知らない
で当該銃砲又は刀剣類を取得し

たと認められる場合

定は、第一項の規定により提出された銃砲又は刀剣類について準用

する。この場合において、同条第
五項中「許可が取り消された日か

ら起算して六月以内に前項の規定

による返済の申請がない場合においては、当該仮領置した銃砲又は刀剣類」とあるのは、「第一項の規定により提出された銃砲又は刀剣」と読み替えるものとする。

(記録票の作成等)
第二十八条 第三条第一項第一号又は第二号の規定により所持することができる銃砲(火なわ式銃砲を除く。)を管理する責任を有する者(以下この条において「銃砲の管理責任者」という。)は、総理府令で定める手続により、その管理する銃砲に関する記録票を作成し、かつ、保存しなければならない。
2 銃砲の管理責任者は、総理府令で定める手続により、その管理する銃砲の種別、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。
(手数料)
第二十九条 都道府県は、都道府県公安委員会が行う第七条の許可証の交付若しくは再交付又は第十九条第一項の規定により都道府県の教育委員会が行う登録証の交付において、その額は、二百円をこえで定める。
(権限の委任)
第三十条 この法律又はこれに基く政令の規定により道公安委員会の

五年政令第三百三十四号)第二十
五条を「銃砲刀剣類等所持取締法
(昭和三十三年法律第 号)第二十
九条」に改める。

〔小林武清君登壇、拍手〕
〔小林武清君登壇、拍手〕

○小林武清君
ただいま議題となきま
した銃砲刀剣類等所持取締法案につ
いて、委員会における審査の経過並びに
結果を御報告いたします。

本法案は、銃砲刀剣類等の所持につ
いて、危害予防上必要な規制の整備を
はかり、また、近く本邦において開催
される予定の国際競技に備えて、現行
の銃砲刀剣類等所持取締令を廃止し、
新たに法律として制定しようとすると
のであります。すなわち、
(一) 許可または登録を受けた銃砲ま
たは刀剣類は、狩猟、有害鳥獣駆除、
屠殺、人命救助、漁業、建設業等の用
途に供するか、その他正当な理由があ
る場合を除いては、銃砲または刀剣類
を携帯し、または運搬してはならない
こととし、いわゆる暴力團等による銃
砲刀剣類の悪用を防止することとした
こと。

(二) 本邦において開催される国際競
技に参加する外国人の当該競技に用い
る銃砲刀剣類、政令で定める試験また
した。これは、国際的または全国的な

は研究の用途に供するため必要な銃砲
刀剣類及び一般の風俗慣習上用いられ
る刀剣類の所持について、都道府県公
安委員会の許可を受けさせることによ
りこれを認めること。

(三) 所持を禁止している銃砲刀剣
類を所持して本邦に上陸しようとする
者の当該銃砲刀剣類の取扱いについ
て、必要な場合に仮留置することがで
きる等規定を整備したこと。

四、捕鷹用標識銃等販売事業者、輸
出のための刀剣類の製作を業とする者
等の使用人が、業務のために銃砲また
は刀剣類を所持する場合は、あらかじ
め都道府県公安委員会に届け出ること
により、その所持を認めること等。

これが、今回の実質的改正内容の主
要点であります。

地方行政委員会におきましては、正
力國務大臣より提案理由の説明を聞い
た後、政府委員との間に質疑応答を重
ね、特に二月十三日には、法務委員会
と連合審査会を開く等慎重審査を行
いましたが、その詳細については会議録
によつてごらんを願いたいと存じま
す。

二月十八日、討論に入りましたとこ
ろ、大沢委員より修正案が提出されま
した。これは、国際的または全国的な

規模で行われる運動競技の出発合団に
必要な銃砲の所持を合法的に認めるた
めの修正であります。その内容の詳
細は、すでに配付済みの審査報告書に
よつて御承知願います。

○審査報告書は都合により第十二
号末尾に掲載】

規模で行われる運動競技の出発合団に
必要な銃砲の所持を合法的に認めるた
めの修正であります。その内容の詳
細は、すでに配付済みの審査報告書に
よつて御承知願います。

〔審査報告書は都合により第十二
号末尾に掲載〕

一 登録証明書の交付は、新居住
地の市町村の長を經由して行
う。

二 新居住地の市町村の長は、必
要があると認めるときは、法務省
令で定めるところにより、書面
で、旧居住地の市町村の長が第
七条第四項及び第十一条第四項
において準用する場合を含む)
の規定により指定した期間を変
更することができる。

三 旧居住地の市町村の長は、前
条第四項の規定による請求を受
けたときは、新居住地の市町村
の長に対し、すみやかに、当該
外団人に交付すべき登録証明書
を送付しなければならない。

四 第十条の次に次の一条を加える。
(居住地の変更と登録証明書の交
付)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、外国
人登録法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)を議題といたし
ます。

五 第八条の二 第三条第一項、第六条
第一項、第七条第一項又は第十一
条第一項の申請をした外団人が、
その申請に伴つて交付される登録

証明書を受領する前に前条第一項
の申請をしたときは、同条の規定
によるほか、次の各号の定めると
ころによる。

六 一 議員長の報告を求めます。法
務委員長青山正一君。

二 外国人登録法の一部を改正する法
律案

三 「審査報告書は都合により第十二
号末尾に掲載」

四 昭和三十三年一月十八日

五 参議院議長松野鶴平殿

六 外国人登録法の一部を改正する法
律案

七 外国人登録法の一部を改正する
法律案

八 外国人登録法(昭和二十七年法律
第一百二十五号)の一部を次のよう
に改正する。

九 第八条の次に次の一条を加える。
(居住地の変更と登録証明書の交
付)

一〇 議長(松野鶴平君) 日程第一、外
国人登録法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)を議題といたし
ます。

一一 第八条の二 第三条第一項、第六条
第一項、第七条第一項又は第十一
条第一項の申請をした外団人が、
その申請に伴つて交付される登録

ときは、その記載を訂正しなければならない。

2 市町村の長は、前項の規定による訂正を行つたときは、当該外国人に対し、その所持する登録証明書を提出すべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による登録証明書の提出を受けた市町村の長は、当該登録証明書の記載を訂正してこれを当該外国人に返還しなければならない。

第十四条第一項中「外国人」を「十四歳以上の外國人」に、
四項を削り、同条第三項中「第一項」

を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同項を次のように改める。

5 第一項又は第三項の規定による指紋は、第一項に規定する申請に伴つて交付される登録証明書又は第三項に規定する申請に伴い書き換えて返還される登録証明書の受領と同時に押すものとし、その受領が第十五条第二項の規定により代理人によつてなされたときは、同条同項に規定する疾病その他身

体の故障がなくなつた後直ちに押すものとする。

第十四条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定は、出入国管理令の規定により一年未満の在留期間を決定され、その期間内にある外国人には、適用しない。ただし、そ

の者が、在留期間の更新又は在留資格の変更により、当初の在留期間の始期から起算して一年以上本邦に在留することができる」ととなつた後は、この限りでない。

第十四条第一項中「外国人」を「十五歳以上の外國人」に改め、同条第

四項を削り、同条第三項中「第一項」

を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項を同

条第五項とし、同項を次のように改める。

5 第一項又は第三項の規定による指紋は、第一項に規定する申請に伴つて交付される登録証明書又は

第三項に規定する申請に伴い書き換えて返還される登録証明書の受領と同時に押すものとし、その受領が第十五条第二項の規定により代理人によつてなされたときは、同条同項に規定する疾病その他身

第五項」を「第六条第五項若しくは第十条の二第二項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に、「命令による申請」を「命令による申請」に、「場合の申請」を「場

合の申請若しくは登録証明書の提出」に、「命令による申請」を「場合の申請若しくは提出」に改める。

第十九条中「又は第十二条の二第三項」を「若しくは第十二条の二第三項」に改め、「申請をせよ」の下に「第六条第五項若しくは第十条の二第二項の規定による命令に従わず」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔青山正一君登壇、拍手〕

○青山正一君　たゞいま議題となりました外國人登録法の一部を改正する法律につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果につき御報告いたします。

本法律案の提案の理由は、最近の国際情勢にかんがみ、指紋制度の必要を認めつつ、在留期間が一年に満たない者であるときは、その申請をした日において十四歳未満であつた外國人には、適用しない。

て、「現今的情勢からして、在留期間一年未満の外国人に対し指紋の押捺を免除するのは、おむね妥当であり、かつ、市町村長に登録証明書の記載事項につき、職權訂正の権限を与える等、本法律案は適切なる改正である」との賛成意見が述べられました。

かくして採決に入るや、全会一致をもつて、これを可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野謙平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めて

ます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野謙平君) 総員起立と認めます。

〔賛成者起立〕

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めて

ます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

〔参考開設〕

本日委員長から左の報告書を提出しました。

日本国とパキスタンとの間の文化協定について承認を求めるの件外三件

議決報告書

日本国とエティオピアとの間の友好条約の締結について承認を求めるの件

件議決報告書

政府間海事協議機関条約の締結について承認を求めるの件議決報告書 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案可決報 告書

〔審査報告書は都合により第十二号末尾に掲載〕

日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件

件議決報告書

日本国総理大臣 岸 信介

外務大臣 岸 信介

パキスタン総理大臣 バセイン・シャヒード

スラワルディ

日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件

件議決報告書

日本国総理大臣 岸 信介

外務大臣 岸 信介

パキスタン総理大臣 バセイン・シャヒード

日本国政府

日本国とパキスタンとの間の文化協定について承認を求めるの件

日本国総理大臣 岸 信介

外務大臣 岸 信介

パキスタン総理大臣 バセイン・シャヒード

スラワルディ

日本国政府

昭和三十三年一月十六日 参議院会議録第九号

內閣總理大臣 岸 猶介

政府間海事協議機関条約の締結について承認を求めるの件
について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求める。

政府間海事協議機関条約
この条約の当事国は、(以下「機関」と)
周海事協議機関(以下「機関」と)
う。)を設立する。

(3) 國際貿易に從事する海運に影響のあるすべての種類の技術的事項に関する政府の規制及び慣行の分野において、政府間の協力のための機構となり、並びに海上の安全及び航行の能率に関する事項についての実行可能な最高基準が一般に採用されることを奨励すること。

(4) 海運業務が世界の通商に差別なしに利用されることを促進するため、政府による差別的な措置及び

(2) 第四条の規定に従うこととを条件として、第一条(b)、(b)及び(c)に掲げる事項で加盟国、国際連合のい る海運に影響のあるものの除去を実現すること。

(3) 機関及び安全保障のために行なうべき援助及び奨励は、その援助及び奨励が、すべての国籍の船舶が国際貿易に自由に参加することを制限するような措置に基いていない限り、差別的待遇とはならない。

(c) 海運企業による不公正な制限的慣行に關する事項を第二部の規定に従つて審議すること。

(d) 國際連合のいずれかの機関又は専門機関によつて付託される海事に関する事項を審議すること。

(e) 機関が審議している事項に関する情報の政府間の交換を可能にすること。

それが機関若しくは専門機関を
しくは他の政府機関により機関を
に付託されたもの又は第一条(4)の
規定に基いて機関に付託された事
項について審議し、かつ、勧告す
ること。

第三部 加盟国の地位

第五条

国際連合加盟国は、第五十七条の規定に従つてこの条約の当事国となることにより、機関の加盟国となることができる。

第七条

第十条

準加盟国は、総会における投票権を有せず、かつ、理事会又は海上安

全委員会の構成員となる資格を有しないことを除くほか、この条約に基く加盟国の権利及び義務を有するものとする。この規定に従うことを条件として、この条約において「加盟国」とは、文脈により他の解釈を必要としない限り、準加盟国を含むものとする。

いがなる国又は領域も、国際連合
総会の決議に反して、機関の加盟国
となり、又は加盟国としてとどまる
ことはできない。

第三部 加盟国の地位

分の二により承認されていることを条件とする。

すれかの機関若しくは専門機関若しくは他の政府機関により機関

第九条 いづれかの領域又は領域の集合で、その国際関係について責任を有

第五条

国際連合加盟国でない国で、一千九百四十八年二月十九日にシーネーヴで招集された国際連合海事会議に代表者を派遣するように勧説されたものは、第五十七条の規定に従つてこの条約の当事国となることにより、機関の加盟国となることができる。

第四部 組織

第十二条

機関は、総会、理事会、海上安全委員会、機関が隨時必要と認める補助機関及び事務局で構成する。

第五部 総会

第十三条

総会は、すべての加盟国で構成する。

第十四条

総会の通常会期は、二年ごとに一回開催される。臨時会期は、加盟国三分の一が会期の開催を希望する旨を事務局長に通告したときは、六十日の予告をもつて開催される。

第十五条

総会の会合の定足数は、加盟国（準加盟国を除く。）の過半数とする。

第十六条

総会の任務は、次のとおりとする。
(a) 各通常会期において加盟国（準加盟国を除く。）のうちから、次の通常会期まで在住する議長一人及び副議長一人を選出すること。
(b) この条約に別段の定がある場合

を除くほか、その手続規則を定めること。

してその勧告及び文書を再び理事会に付託しなければならない。

第十八条

(c) 臨時補助機関又は理事会の勧告に基く常設補助機関で、必要と認められるものを設けること。

(d) 第十七条の規定に従い、理事会に代表者を出す加盟国を選出し、及び、第二十八条の規定に従い、海上安全委員会に代表者を出す加盟国を選出すること。

(e) 機関の権限内の事項を、理事会が審議し、又は決定するため、理事会に付託すること。

(f) 海上安全委員会に代表者を出す加盟国を選出すること。

(g) 理事会の報告を受領して審議し、及び理事会が総会に付託した事項について決定すること。

(h) 第九部の規定に従い、機関の予算を表决し、かつ、その会計上の措置を決定すること。

(i) 機関の支出を検査し、かつ、その決算報告を承認すること。

(j) 機関の任務を遂行すること。ただし、第三条(b)及び(c)の規定に連する事項については、総会は、理事会がそれに関する勧告又は文書を立案するため、その事項を理事会に付託しなければならず、また、理事会により提出されて総会が承認しなかつた勧告又は文書については、総会は、理事会がさらには検討するため、総会の見解を附する。

(k) 二加盟国は、国際海運業務の提供に実質的な利害関係を有する国の政府のうちから、総会が選出する。

(l) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(m) 六加盟国は、国際海運業務の提供に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(n) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(o) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(p) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(q) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(r) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(s) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(t) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(u) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(v) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(w) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(x) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

回理事会は、この条約の附屬書Iに定める場合に付託しなければならない。

第十九条

(a) 理事会の定期会は、十二の構成員とする。

(b) 理事会は、その任務を実効的に遂行するため、議長が招集したとき、又は四以上の構成員の要請を受けたときは、一箇月の予告により、臨時会を開く。理事会は、適切な場所で会合する。

(c) 理事会は、その定期会に付託したものを除くほか、理事会は、前条(b)の規定の適用上、加盟国たる国の政府で国際海運業務の提供に最大の利害関係を有するものを決定し、及び、同条(c)の規定の適用上、加盟国たる国の政府で同業務の提供に実質的な利害関係を有するものを決定する。それらの決定は、同条(d)及び(e)の規定に基づいて理事会に代表者を派出している加盟国たるの過半数の賛成投票を含む理事会の過半数の投票により行われる。

(d) 理事会は、さらに、同条(f)の規定の適用上、加盟国たる国の政府で国際海運業務の提供に最大の利害関係を有するものを決定する。

(e) 理事会は、十六の加盟国で次のとおり構成する。

(f) 六加盟国は、国際海運業務の提供に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(g) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(h) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(i) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(j) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(k) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(l) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(m) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(n) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(o) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(p) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(q) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(r) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(s) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(t) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(u) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(v) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(w) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

場合を除くほか、その手続規則を定めること。

第二十条

(a) 理事会の定期会は、十二の構成員とする。

(b) 理事会は、その任務を実効的に遂行するため、議長が招集したとき、又は四以上の構成員の要請を受けたときは、一箇月の予告により、臨時会を開く。理事会は、適切な場所で会合する。

(c) 理事会は、その定期会に付託したものを除くほか、理事会は、前条(b)の規定の適用上、加盟国たる国の政府で国際海運業務の提供に最大の利害関係を有するものを決定し、及び、同条(c)の規定の適用上、加盟国たる国の政府で同業務の提供に実質的な利害関係を有するものを決定する。それらの決定は、同条(d)及び(e)の規定に基づいて理事会に代表者を派出している加盟国たるの過半数の賛成投票を含む理事会の過半数の投票により行われる。

(d) 理事会は、さらに、同条(f)の規定の適用上、加盟国たる国の政府で国際海運業務の提供に最大の利害関係を有するものを決定する。

(e) 理事会は、十六の加盟国で次のとおり構成する。

(f) 六加盟国は、国際海運業務の提供に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(g) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(h) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(i) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(j) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(k) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(l) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(m) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(n) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(o) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(p) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(q) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(r) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(s) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(t) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(u) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(v) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

(w) 六加盟国は、国際海上貿易に最大の利害関係を有する国の政府とする。

理事会は、総会の承認を得て事務局長を任命する。理事会は、また、必要な他の職員の任命に関する措置

を執り、かつ、事務局長その他の職員の勤務条件を定める。その勤務条件は、国際連合及びその専門機関における勤務条件にできる限り合致したものでなければならない。

第二十四条

理事会は、第十二部に定めるところにより、機関と他の機関との関係を定める協定又は取締を締結することができる。その協定又は取締は、総会の承認を得なければならぬ。

(b) 構成員は、四年の任期で選出され、かつ、再選される資格を有する。

(3) 海上安全委員会は、機関の権限内の事項で、航海援助施設、船舶の構造及び設備、安全の見地からの配員、衝突予防規則、危険貨物の取扱、海上の安全に関する手続及び要件、水路情報、航海日誌及

す、その他の国は、加盟國たる國の政府で海上の安全に重大な利害関係を有するもの、たとえば、多数の船員の供給につき、又は多数の寝床及び無寝床の旅客の輸送について利害關係を有する國及び重要な地理的地域が適当に代表されるように選出されなければならぬ。

(3) 海上安全委員会は、加盟国たる
国の政府で海上の安全に重大な利
害関係を有するもののうちから終
会が選出する十四の加盟国で構成
する。そのうち八以上の国は、最
大の船腹保有国でなければなら

第九号　日本国とパキスタンとの間

に財産及び人命の救助に関する事項を審議する任務の並びにその他の海上の安全に直

(b) 海上安全委員会は、この条約を有する。
しくは総会により委任される任務
又はこの条の規定の範囲内の任務
で、他の政府間文書により委任さ
れるものを遂行するための機構と

(e) 第十二部の規定を考慮し、海上安全委員会は、海上の安全の増進

(2)、海上安全委員会は、理事会を通じて、次のことを行う。
②、総会の通常会期において、自己の見解又は勧告を附して、安全規則の現行の改正に關する提案を提出すること。

四
外
三
件

る海上安全委員会の事業に関し、
総会に対し報告すること。

海上安全委員会は毎年一回会合をするものとし、五構成員の要請を受けていたときは、そのほかに会合するようとする。同委員会は、その役員を毎年一回選出し、かつ、その手続規則を採択する。同委員会の定足数は、

構成員の過半数とする。

権なしで参加するよう^にその加盟団を勧説する。

第八部 事務局

第三十三条 事務局

事務局は、事務局長、海上安全委員会の書記長及び機関が必要とする職員からなる。事務局長は、機関の行政職員の長とし、第二十三条の規定に従うことを条件として、前記の書記長及び職員を任命する。

第三十四条 事務局

事務局は、機関の任務が実効的に遂行されるために必要な記録を保管し、かつ、総会、理事会、海上安全委員会の書記長及び機関が必要とする職員からなる。事務局長は、機関の行政職員の長とし、第二十三条の規定に従うことを条件として、前記の書記長及び職員を任命する。

委員会及び機関が設ける補助機関の

事業に必要な書類、文書、議事録及び情報を準備し、収集し、及び配布する。

第三十五条

事務局長は、年次会計報告及び各年別に表示される貢献を附した二年単位の予算見積を準備し、かつ、理事会に提出しなければならない。

第三十六条

事務局長は、機関の活動について加盟国に常に通報しておかなければならぬ。各加盟国は、事務局長との連絡のための代表者を任命することができる。

第三十七条

事務局長及び職員は、その任務の遂行に当り、いかなる政府からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求める、又は受けてはならない。それらの者は、その国際職員としての地位に影響を及ぼすいかなる行動も慎まなければならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任のもつぱら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者が責任を果すに当つてこれらの者に影響を及ぼすそとしないことを約束する。

第三十八条
事務局長は、この条約、総会、理事会及び海上安全委員会により委任される他の職務を遂行する。

第九部 会計

第三十九条

各加盟国は、総会への自國の代表並びに理事会、海上安全委員会、他の委員会及び補助機関に対する自國の代表者の俸給、旅費その他の経費を負担しなければならない。

第四十条

理事会は、事務局長が準備した会計報告及び予算見積を審議し、かつ、自己の見解及び勧告を附して総会に提出する。

第四十一条

(a) 総会は、機関と国際連合との協定に従うことを条件として、予算見積を審査し、かつ、承認する。

(b) 総会は、理事会の提案に考慮を払つた上で定める割合によつて、経費を加盟国に割り当てる。

第五十二条

この加盟国も、機関に対する財政上の義務を履行すべき日から一年以内にその義務を履行しないときは、総会、理事会又は海上安全委員会において投票権を有しないものと

する。ただし、総会は、その裁量により、この規定の適用を除外することができる。

第十部 表決

第四十三条

総会、理事会及び海上安全委員会における表決には、次の規定を適用する。

(a) 各加盟国は、一個の投票権を有する。

(b) この条約又は総会、理事会若しくは海上安全委員会に任務を付与するいすれかの国際協定に別段の定がある場合を除くほか、これらの機関の決定は、出席しかつ投票する加盟国の過半数によるものとし、三分の二の多数決を必要とする決定は、出席する加盟国の三分の二の多数決によらなければならぬ。

(c) この条約の適用上、「出席しかつ投票する加盟国」とは、「出席し、かつ、賛成又は反対の投票を行ふ加盟国」をいう。投票を棄権する加盟国は、投票を行わないものとみなす。

第一部 機関の本部

第四十四条

(a) 機関の本部は、ロンドンに置く。

(b) 総会は、必要と認めるときは、本部の所在地を三分の二の多数決により変更することができる。

(c) 総会は、理事会が必要と認めるときは、本部以外の場所で開催することができる。

第十二部 国際連合及び他の機関との関係

第四十五条

機関は、海運の分野における専門機関として、国際連合憲章第五十七条の規定に従つて国際連合と連携關係をもたれる。この連携關係は、国際連合憲章第六十三条の規定に基く国際連合との協定により設定され、その協定は、第二十六条に定められたところに従つて締結される。

第四十六条

機関は、自己及び国際連合の他の専門機関に共通の関心のある事項について、当該専門機関と協力しなければならず、また、その専門機関と協調して、その事項について審議し、かつ、措置を執る。

第四十七条

機関は、その権限内の事項に関するその法律上の能力、特権及び免除は、一千九百四十七年十一月二十一日に国際連合総会により承認された専門機関の特権及び免除に関する条約に基づくものとし、かつ、同

第四十八条

機関は、その権限内の事項に国際連合の専門機関と協議し、かつ、民間国際機関と協議し、かつ、協力するため、適当な取組を行うことができる。

第四十九条

機関は、総会の三分の二の多数決による承認を得ることを条件として、他の政府間国際機関又は民間国際機関から、機関の権限内の任務、資産及び義務で、国際協定又はそれぞれの機関の権限のある当局の間で締結された相互に受諾しうる取扱によって機関に付与されるものを、引き受けることができる。機関は、また、自己の権限内の行政上の任務で、国際文書の条項に基いて政府に委任されているものを引き受け得ることができる。

第五十条

この条約の改正案の本文は、総会によるその審議の少くとも六箇月前までに、事務局長が加盟国に送付する。改正は、理事会に代表者を出して、他の政府間国際機関又は民間国際機関から、機関の権限内の任務、資産及び義務で、国際協定又はそれぞれの機関の権限のある当局の間で締結された相互に受諾しうる取扱によって機関に付与されるものを、引き受け得ることを約束する。

第五十一条

各加盟国は、機関に関する前条に掲げる条約に加入するまでの間、この条約の附属書Ⅱの規定を適用することを約束する。

第十四部 改正

第五十二条

この条約の改正案の本文は、総会によるその審議の少くとも六箇月前までに、事務局長が加盟国に送付する。改正は、理事会に代表者を出して、他の政府間国際機関又は民間国際機関から、機関の権限内の任務、資産及び義務で、国際協定又はそれぞれの機関の権限のある当局の間で締結された相互に受諾しうる取扱によって機関に付与されるものを、引き受け得ることを約束する。

第十五部 法律上の能力、特権及び免除

機関に与えられ、又は機関に與連して与えられる法律上の能力、特権及び免除は、一千九百四十七年十一月二十一日に国際連合総会により承認された専門機関の特権及び免除に関する条約に基づくものとし、かつ、同

れらの法律上の能力、特権及び免除は、同条約第三十六款及び第三十八款の規定に従つて機関が承認した附属書の最終本文(又は改正本文)に掲げる修正に従うことを条件とする。

機関は、その権限内の事項に国際連合の専門機関ではないが、その利益及び活動が機関の目的に關連のある他の政府間機関と協力することができる。

第五十三条

機関は、その権限内の事項に国際連合の専門機関ではないが、その利益及び活動が機関の目的に國連のある他の政府間機関と協力することができる。

機関は、その権限内の事項に国際連合の専門機関ではないが、その利益及び活動が機関の目的に國連のある他の政府間機関と協力することができる。

機関は、その権限内の事項に国際連合の専門機関ではないが、その利益及び活動が機関の目的に國連のある他の政府間機関と協力することができる。

文化協定は、従来の文化協定と同様、わが国とパキスタンとの間の文化交流のため、各種の便宜供与、文化活動の奨励、学者、学生の交換等について規

○寺本廣作君　ただいま議題となりました条約三件及び法律案一件につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

この法律は、アラブ連合共和国の承認の日から施行する。

ダ	マ	ス	カ	ス
レ	ー	ン	ー	ン
レ	ー	ン	ー	ン
レ	ー	ン	ー	ン
レ	ー	ン	ー	ン

まして、わが国とエティオピアとの平和友好関係の存在、主権と独立の尊重、通商条約の締結交渉を、できる限りすみやかに開始することなどを規定し、これによつて両国間の友好関係の強化を期待したものであります。

以上の両条約の審議の過程におきましては、これまで締結された文化協定

効な措置の採用方について勧告を行わせる等の任務を負わせるものでありますして、海運国たる我が国としては、この機関に参加することにより、海運上の国際協力に寄与するところだ、わが国海運の利益の増進に資することができるとの政府の説明でございまして。

マスカスに總領事館を設置するため
に、在外公館の名称及び位置を定める
法律の一部を改正するものでございま
す。

オビアとの友好条約に規定されておる諸事項の将来における発展性、エティオビア政府に招聘された日本人職員の選考事情等について質疑が行われました。

次に、政府間海事協議機関条約は、海運の分野における常設的な国際機関を国際連合のもとに設立すべきであるとの要望に基いて、一九四八年ジュネーヴで開催された国際連合海事会議において作成されたものであります。

この条約は、政府間海事協議機関を設立し、この機関に、海運上の技術的事項を検討し、海上の安全確保のため有

質疑を終え、本日の委員会において、以上の三件の採決を行いましたところ、三件とも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一は、御承知のように、最近エジプト及びシリアの両国が合邦し、アラブ連合共和国が樹立されることになりましたので、現在、両国に設置されておる公館を廃止して、新たにカイロに、在アラブ連合共和国日本大使館を、ダ

月二十二日が予定されているとのことと
ございました。
審議の過程におきましては、このアラブ連合共和国承認に伴うわが国とエジプト及びシリア両国間の既存協定の効力の問題、新国家の外交路線に関する見通し、新国家の成立が他のアラブ諸国に対する影響、最近のアラブ諸国に対するわが国の政策、及び新国家に対する英、米、ソの態度、アラブ諸国に対する武器輸出問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲りたいと思います。

実施のための予算措置、文化協定のほかに、技術協定を結ぶ意向の有無、同教諸国及び共産諸国との文化交流問題、医学及び放送等による日本文化の進出問題などについて、また、エティ

本条約の審議におきましては、本条約に定める理事会及び海上安全委員会代表者に、わが国が選出され得る可能性、この種、専門機関に中共が加盟し得る可能性の有無などにつき質疑が行

なお、本法は、アラブ連合共和国の承認の日から施行されることを附則において定めておりまして、政府の説明によりますると、その承認の日は、二律を改正することとあります。

マスカスに総領事館を設置するため
に、在外公館の名稱及び位置を定める
法律の一擧を改正するものでございま
す。

官 報 (号 外)

鈴木	一君	秋山	長造君
加瀬	完君	坂本	正君
阿部	竹松君	大矢	昭君
松澤	靖介君	椿	繁夫君
田畑	金光君	海野	三朗君
矢嶋	三義君	相馬	助治君
横川	正市君	小酒井	義男君
河合	義一君	天田	勝正君
永岡	光治君	重盛	壽治君
羽生	三七君	岡田	宗司君
佐多	忠隆君	曾祢	益君
栗山	良夫君	山下	義信君
清澤	俊英君	棚橋	小虎君
山田	節男君		
國務大臣			
法務大臣	唐澤 俊樹君		
國務大臣	正力松太郎君		
政府委員			
外務政務次官	松本 蘭藏君		

昭和三十三年二月十九日 参議院会議録第九号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定額一部十五円
(但し販賣は二十円)
（郵送料共）
發行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印 制局
電話九段西三丁一五三直通